

私たち「出版ネッツ」は「消費税上乗せ取引」のためキャンペーンを行っています!



勇気を出して交渉してみました!

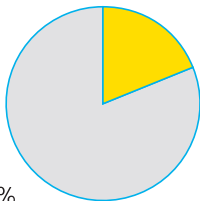
「本体価格での交渉」が広がっています!

2016年、「フリーランスの消費税アンケート調査」を実施

アンケートではこんな結果が……

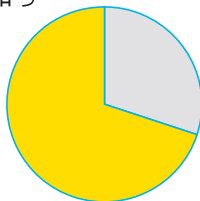
Q 「消費税込みの請求にしてほしい」と言われたことはありますか。

ある 19.3%



Q 消費税特措法のことを知っていましたか。

知らなかった 70.8%



→約7割に消費税特措法は知られていませんでした……。が、アンケート調査を通じて、認知度を高め、クライアントと交渉する動きが広がっています。

「今後は消費税を外税請求してもいいですか?」と問い合わせると意外とあっさりOKが出ました。



「税理士さんに指導され、消費税を上乗せすることにした」と交渉。専門家のアドバイスを後ろ盾にすると納得されやすい。

「所属している組合(ネッツ)のキャンペーンで税別請求することになった」と請求書を送るとき、手紙を入れた。後日要求どおり支払われた。



【参考になるサイト】

◎公正取引委員会 相談・違反情報の受付窓口：  
<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/uketukemadoguti.html>  
◎内閣府 消費税価格転嫁等総合相談センター：  
<http://www.tenkasoudan.go.jp/>  
◎勧告一覧のサイト：  
<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/kankokuichiran.html>

制作:出版ネッツ(フリーランスの実態調査プロジェクトチーム)  
発行:出版労連・ユニオン出版ネットワーク(出版ネッツ)  
〒113-0033 東京都文京区本郷4-37-18 いろは本郷ビル2F  
03-3816-2911  
[info@union-nets.org](mailto:info@union-nets.org) <http://union-nets.org>



払ってますか?  
消費税  
フリーランスへの報酬には消費税を上乗せしましょう

# 「売上げ1000万円以下のフリーランスは消費税乗せナシ」は違法です!

ジャーナリストの斎藤貴男さんが指摘するように、消費税の実体は「取引税」。出版物が作られ、流通され、販売されるすべての工程で、「役務の提供」への報酬には消費税を「転嫁」(上乘せ)することが義務づけられています。出版界の一部には「売上げ1000万円以下のフリーには消費税を上乘せする必要ナシ」という誤った対応が散見されますが、これは法的根拠のあるものではありません。むしろ「消費税転嫁対策特別措置法」(以下、消費税特措法)という法律に違反しているのです。売上げ1000万円以下のフリーはたしかに免税事業者です。しかし取材、執筆などの過程で交通費や経費を負担しており、そのすべてに消費税がかかっていません。報酬に消費税を上乘せしてもらえない場合、支払った消費税分の収入が目減りしてしまうのです。

## 知らないとコワイ消費税特措法!

消費税特措法——。それはフリーランスから「役務の提供」を受けているすべての企業が順守すべき法律です。この法律に定められた「本体価格+消費税」の取引を定着させましょう。誤った対応を正さないと、法令違反を犯すことになりかねません。メディア関連企業が勧告を受けた例もあります。

# 以下の行為は「禁止」されています!

- (1) 減額、買ったたき
- (2) 購入強制や不当な利益提供強制
- (3) 税抜き価格での交渉拒否
- (4) 報復行為

違反した場合は、勧告を受け、企業名を公表されます。勧告に従わない場合や虚偽の報告をした場合は、処罰されます。



$$\text{売上高に係る消費税} - \text{仕入高に係る消費税} = \text{(消費税の)納税金額}$$

出版社やプロダクションの例でいえば、「仕入高に係る消費税」の中に、フリーランスに支払った消費税が入っています。税務署に納めるのは、これを差し引いた分の金額です。